

参考資料

地方消費税交付金(社会保障財源分)が充てられる社会保障施策に要する経費

国と地方を合わせた消費税の税率が平成26年4月1日より5%から8%に、令和元年10月1日より8%から10%に引き上げられたことに伴う地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化して社会保障施策に要する経費に充てるものとされてます。

令和2年度新郷村一般会計予算における地方消費税交付金(社会保障財源化分)については、次のとおり社会保障施策に要する経費へ充当することになります。

《歳入》 地方消費税交付金(社会保障財源化分)	18,400 千円
《歳出》 地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費	344,768 千円

【社会保障施策に要する経費の内訳】

(単位:千円)

事業名	令和2年度 予算額 (経費)	財源内訳					
		特定財源			一般財源		
		国県支出金	地方債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	その他	
社会福祉	障害者福祉事業	81,548	58,848		700	1,914	20,086
	高齢者福祉事業	7,376	2,240		3	441	4,692
	児童福祉事業	105,125	70,363		3	3,036	31,723
	小 計	194,049	131,451		706	5,391	56,501
社会保険	介護保険事業(繰出金)	103,817				9,035	94,782
	国民健康保険事業(繰出金)	34,150				2,962	31,188
	小 計	137,967				11,997	125,970
保健衛生	疾病予防対策事業	5,905			225	497	5,183
	高齢者医療事業	6,847	500		312	515	5,520
	小 計	12,752	500		537	1,012	10,703
合 計	344,768	131,951		1,243	18,400	193,174	